

◎死因究明等の推進に関する法律

(平成二四年六月二二日法律第三三三号)(衆)

一、提案理由(平成二四年五月二二日・衆議院本会議)

○荒井聰君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、死因究明等の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてそのあり方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

なお、本案は、施行後二年間でその効力を失う限時法としております。

本案は、去る十八日、内閣委員会におきまして、全会一致を

もって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

(略)

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成二四年六月一五日)

○芝博一君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、死因究明等の推進に関する法律案は、我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策について、その在り方を横断的かつ包括的に検討し、及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院内閣委員長荒井聰君より趣旨説明を聴取した後、刑事

訴訟法を含めた見直しの必要性、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく調査等の実施状況の国会報告、解剖を実施する以前に行うべき捜査の徹底等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行った結果、死因究明等の推進に関する法律案は全会一致をもって、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年六月一四日)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項の実現に全力を期すべきである。

- 一、死因究明等推進計画における制度改正については、関連法制の見直しを含めた幅広い検討を行うこと。
- 二、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査等の件数、その内容及び結果並びに関係行政機関への通報の件数及び当該通報を受けた関係行政機関

死因究明等の推進に関する法律

における措置について求めに応じて、国会に報告すること。
三、遺族等の不安の緩和又は解消に資するよう、警察及び海上保安庁は、死体を引き渡した遺族等に対し死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該遺族等から調査等に係る記録等資料を提供するよう求めがあった場合には、その要請に応えること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。